

〔事案 28-290〕 契約無効請求

・平成 29 年 8 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、年金開始時に贈与税が課されることの説明がなかったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 10 月に契約した個人年金保険について、老後の生活資金のために加入したものであるため、年金受取額から税金を控除した額が既払込保険料総額より大幅に減ることは契約者にとって許容できないことであり、保険会社には、契約者と年金受取人が異なる個人年金保険を締結する場合は、年金開始時に贈与税が課されることを説明する義務があることから、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。これが認められない場合には、贈与税相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

保険会社には、保険契約の課税にかかる取扱いについて積極的に説明する義務はなく、課税にかかる取扱いについては、「ご契約のしおり」に記載されており、書面による説明がなされていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明内容等を把握するため、申立人夫婦および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、贈与税が課されることについて積極的に説明しなかったことが説明義務違反になるとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、被保険者と受取人が同一人となり、また、受取人変更ができないため、年金受取りのためには贈与税が課されることになる。募集人は、本契約の勧誘にあたり、個人年金保険料控除のメリットを伝え、それが申立人夫婦の加入を決めた理由の一つであった。募集人は、税制上のメリットを理由に勧誘を行っていたが、募集人は、本契約では贈与税が課されることについて理解していたとのことであり、対応も可能であった。

(2) 申立人夫婦は、保険会社から送付された請求手続きの案内を見て、贈与税が課されることを知り、募集人に電話で、贈与税額について尋ねたことが窺える。その後の募集人の対応等は明らかではないが、募集人は自ら申立人の質問に対応しようとしていたことが窺え、そのことが、年金受取開始前の申立人夫婦の対応の選択肢（解約等）を狭める一因になった。募集人としては、税理士や税務署への相談を助言するなどすべきであり、対応として適切さを欠いた点があった。